

2024年9月10日

## 一般社団法人 派遣元座談会 設立趣意書・会則

### 1, 設立の背景・趣旨

人材派遣業界を取り巻く環境は、新型コロナウイルスのまん延・第五類への移行、歴史的な円安による景気変動、顧客である派遣先の手寡占化、派遣事業を取り巻く各種法改正、社会保険適用範囲の拡大、世界情勢の変化に起因した物価高など幅広く、大きく、かつ急速な変化が起こっている。

そのような景気情勢の中、人材派遣サービス事業者は、目の前の派遣業務・実業の対応だけでは健全な事業運営ができず、幅広く柔軟な対応が求められている。

### 2, 会の役割

人材ビジネス事業の業界団体は様々あるが、派遣事業の稼働現場、営業現場で日々発生する出来事について共有し、自社の利益のみに捉われない派遣事業の改善・発展へ向けた“座談会の場”は少ない。派遣元座談会は、過去約10年の取組みを骨格に“ざっくばらんに、近い距離間で”学びと情報共有を進めていくコンセプトを継続し、公式の場として発足する。

また、各社が保有する受注案件をシェアし、会員企業同士が各々のリソースを提供し合い、ジョイントベンチャーの如く、大型案件を成功へ向かう“ビジネスマッチング”の場を設け、会員企業各社の実利にも貢献する場を目指す。

### 3, 設立予定日

2024年9月10日

### 4, 名称

一般社団法人 派遣元座談会

### 5, 組織体制

代表理事	株式会社 エイジェック	常務取締役	石原 征二
理事	株式会社 フィールドプランニング	執行役員社長	工藤 勝馬
理事	株式会社 エヌエフエー	取締役	出口 道
理事	株式会社 NEXT スタッフサービス	代表取締役	森 龍一
理事	株式会社 ツナググループ・ホールディングス	シニアディレクター	安藤 信幸
特別顧問	株式会社ワールドホールディングス社長室室長		横江 義弘
特別顧問	株式会社エーピーシーズ	代表取締役	藤本勝典

## 6、所在地

法人本部	東京都港区港南 2-16-4 品川グランドセントラルタワー7階 ※株式会社フィールドプランニング内
事務局	東京都大田区西蒲田 5-27-10 りそな蒲田ビル4F ※株式会社エヌエフエー内

## 7、総会

定例座談会	毎月1回（毎月第3火曜日を基本）
理事会・総会	毎月1回

## 8、主な活動内容

- 1、派遣元座談会の月次定期開催
- 2、会員企業に向けた各種法令に関する勉強会の開催
- 3、一般労働者派遣市場の健全な事業運営と成長へ向けた事業
- 4、会員企業同士のビジネスマッチングスキームの提供
- 5、労働者派遣市場における諸課題の情報収集、調査、共有
- 6、会員企業の相互交流、及び研鑽
- 7、人材派遣サービスの事業運営に有用な各種サービスの情報提供
- 8、その他、この法人の目的に達成に必要な事業

## 9、会員種別

正会員	一般労働者派遣事業、又は職業紹介事業を営む法人
賛助会員	上記以外で正会員の事業成長を支援するサービスを提供する法人
その他	正会員、賛助会員以外で会の趣旨に賛同する事業者（法人・個人）

## 10、年会費

正会員	12万円（年間、更新時一括払い）
賛助会員	18万円（年間、更新時一括払い）
個人会員	3000円（参加一回当たり都度払い）

年会費は2025年1月度分より発生

→ 法人運営費、座談会開催用備品購入費、ホームページ運営費  
事務局設置地代、座談会講師費、会場費用発生時用など

## 11、月次座談会参加費

\*1法人1度まで、無料での参加（お試し参加制度）あり

## 12、定例会詳細

毎月第三火曜日開催を予定

開場	15:30	
開会	16:30	開会の挨拶
	16:35	参加企業自己紹介
	17:00	人材業界コンプライアンス研修
	17:30	ビジネスマッチング協議
	17:50	その他共有、フリーディスカッション
閉会	18:00	終了後、会員有志で懇親会へ

### ※ビジネスマッチングとは

会員企業同士の連携を推し進め、既存規模を超える規模でビジネスを展開していくことを目的とする。具体的には請負事業を進める発注者と、作業者を派遣したい受注者の案件情報交換、人材ビジネスの事業効率化を目指す会員企業に対する採用支援や運用システムの紹介・導入マッチングを指す。

## 13、反社会的勢力の排除

法人理事または所属会員において、一般社団法人派遣元座談会の活動に携わる者（所属企業の代表者、役員または、実質的に経営を支配する者を含む）が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団等その他のこれらに準ずる者（以下、これらを「反社会的勢力」という）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2. 法人理事または所属会員は、その相手方が前項に該当するか否かを判定するために調査を要すると判断した場合、相手方の求めに応じ、その調査に協力し、これに必要と相手方が判断する資料を提出しなければならない。

3. 法人理事または所属会員が反社会的勢力に属すると判明した場合、その相手方は催告その他の手続を要することなく、一切の会員登録を即時解除することができる。

2024年9月10日

一般社団法人派遣元座談会

代表理事 石原征二

理事 工藤勝馬

理事 出口 道

理事 森 龍一

理事 安藤信幸